

八金地区経営管理権集積計画作成業務標準仕様書

第1章 総 則

本仕様書は、南部町（以下、「委託者」という。）が委託する南部町森林経営管理制度実施に伴う八金地区経営管理権集積計画作成業務（以下、「本業務」という。）について適用し、受託者が遵守、実施しなければならない最低限の事項等を定めたものである。

（委託業務名）

第1条 八金地区経営管理権集積計画作成業務

（履行期間及び納入場所）

第2条 （1）履行期間 令和7年11月3日～令和8年3月31日

（2）納入場所 産業課

（業務目的）

第3条 本業務は、森林経営管理法に基づく委託者の森林経営管理制度を実施するため、対象となる森林の現地調査、森林経営管理権集積計画（案）作成、及び森林経営管理権集積計画（案）に係る所有者の同意取得に関する業務を行い、成果品のとりまとめを行うことを目的とする。

（関係法令等）

第4条 本業務の実施にあたっては、本仕様書、契約書のほか、下記の関係法令等に準拠して行なうものとする。関係法令等が履行期間中に変更となった場合は、最新版を適用するものとする。但し、委託者の承諾を得た場合や指示を受けた場合はこの限りではない。

- （1）森林法（昭和26年法律第249号）
- （2）森林法施行令（昭和26年政令第276号）
- （3）森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）
- （4）森林経営管理法（平成30年法律第35号）
- （5）森林経営管理法施行令（平成30年政令第320号）
- （6）森林経営管理法施行規則（平成30年農林省令第78号）
- （7）森林経営管理法の運用について（30林整計第713号長官通知）
- （8）森林経営管理制度に係る事務の手引について（30林整計第714号課長通知）
- （9）個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- （10）鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）
- （11）その他関係法令、規程、通達等

（守秘義務）

第5条 受託者は、本業務の遂行上知り得た事柄を、第三者に漏らしてはならない。守秘義務については、本業務が完了した後、又は契約が解除された後も同様に、以下の事項を遵守するものとする。

- （1）受託者は、業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- （2）受託者は、本業務の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む）を第三者に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。
- （3）受託者は、本業務に関して委託者から貸与された情報その他知り得た情報を本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。
- （4）受託者は、本業務に関して委託者から貸与された情報、その他知り得た情報を本業務の終了後においても第三者に漏らしてはならない。
- （5）委託者の承諾を受けることなく、受託業務の処理を第三者に請け負わせ、又は再委託してはならない。
- （6）受託者は本業務の履行に関し、委託者から提供を受けた行政情報（委託者の許可を得て複製し

た行政情報を含む。以下同じ。)については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において委託者から返還を求められた場合、速やかに直接委託者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(個人情報保護)

第6条 受託者は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項」(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

2 受託者は、第5条の規定により委託業務を委託者の承認を受けて第三者に再委託する場合、当該受託者に対して特記事項を遵守させなければならない。

(疑義)

第7条 本業務を実施するにあたっては、本仕様書のほか、関連する関係諸法規及び条例等を遵守して行い、疑義を生じた事項、または明記されていない事項が生じた場合については、委託者と受託者両者協議の上、委託者の指示に従うものとして、その内容については、その都度受託者が打合せ簿に記録して、相互に確認しなければならない。

(協力業務)

第8条 受託者は、回収した意向調査票を整理するとともに、内容分析について委託者に協力すること。必要に応じて、森林所有者等への個別説明に対応すること。

(その他)

第9条

(1) 打合せ及び協議

本業務に係る打合せは、業務着手時、森林経営管理権集積計画(案)作成後、成果品納入時に行うが、必要に応じて随時行う。

業務執行中、不明な点及び不測の事態が生じた場合は、迅速に協議を行い、対応すること。

協議に際しては、誠意をもってあたり必要な情報共有を行うこと。

(2) 資料等

本業務に必要な資料は、協議によりその都度貸与する。

(3) 地元対応

本業務にあたっては、所有者や集落等に配慮し、理解と協力を得ること。

(4) 本業務及び仕様書遵守に要する経費

本業務及び仕様書遵守に要する経費は全て受託者の負担とする。ただし、発送文書の郵送料、発送に使用する封筒、返信用封筒、制度説明パンフレットは委託者の負担とする。

第2章 業務内容

(業務計画書)

第10条 受託者は、業務の目的・趣旨を把握した上で、仕様書で示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・組織計画等の事項について業務計画書を作成し、委託者へ10日以内に提出するものとする。

(業務概要)

第11条 本業務の概要は次のとおりとする。

(1) 作業計画

経営管理権集積計画の対象森林及び森林所有者等情報(氏名、所在地、連絡先)を整理するとともに、現地調査に当たっての作業計画の立案を行う。なお、登記簿及び戸籍謄本等の権利関係に関する情報は、発注者提供資料に基づくものとする。

(2) 現地調査

現地調査は、経営管理権集積計画(案)の作成において経営管理の内容等を定めるにあたって必要な情報収集を現地にて行う。なお、既存の航空レーザー測量データの活用によっては省略することが出来る。

(3) 同意取得

経営管理権集積計画(案)対象者1名につき、1つの経営管理権集積計画に森林所有者の同意を取得する。

(業務実施区域等)

第12条 調査対象森林

- ・八金地区 約11ha
- ・経営管理権集積計画対象箇所数 約15箇所
- ・経営管理権集積計画対象人数 推定22名

(業務内容)

第13条 本業務の概要は次のとおりとする。

(1) 現地調査

1) 林況踏査

- ・ 森林簿等の基礎資料をもとに林分の樹種、林齢、樹高、胸高直径を現地踏査により確認するとともに、これらの情報と対象地の現況に著しい乖離がある場合はこれを記録する。また樹冠疎密度、下層植生状況、路網整備状況等を把握し、委託者による公的管理の必要性について判断を行う。
- ・ 判断の根拠となる資料として、概略の踏査ルートおよび上記調査項目に係る写真(撮影位置の整理を含む)の整理を行う。

2) 標準地調査

- ・ 林況踏査により公的管理が必要と判断された森林等について、経営管理の内容決定に当り必要となる森林状況把握のため、標準地調査(100m²/箇所を標準とする)による立木調査を行うものとする。
- ・ 標準地調査を行った位置については、GPS等により位置情報の記録を行う。
- ・ 標準地調査により求められた平均樹高、平均胸高直径、成立本数から現況の林分密度を求めるとともに、適正な林分密度に仕立てるための間伐率の提案等を行う。

3) 集積計画案の作成

- ・ 経営管理権集積計画(案)の策定に当たっては、以下の事項をとりまとめるものとする。なお、計画案の様式及び記載内容は「森林経営管理制度に係る事務の手引について(30 林整計第714号課長通知)」に準じるものとする。

ア 委託者が経営管理権の設定を受ける森林の所在、地番、地目及び面積

- イ 集積計画対象森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所
- ウ 委託者が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間
- エ 委託者が設定を受ける経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
- オ 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金銭の支払の時期、相手方及び方法
- カ 集積計画対象森林について権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、委託者にその旨を通知しなければならない旨の条件
- キ 存続期間の満了時及び委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法
- ク その他農林水産省令で定める事項

(2) 同意取得

1) アポ取り

- ・ 経営管理権集積計画（案）に係る森林所有者及び権利者（当該森林に地上権等の使用収益の権利を有する者）について電話連絡等により、同意取得のためのアポ取りを行う。
- ・ 当該森林に設定されている権利関係について、登記簿および戸籍謄本等の権利関係に関する情報は発注者提供資料に基づくものとするが、それ以外の権利関係は森林所有者への聞き取りにより遺漏無く把握するものとする。
- ・ 把握された権利者のうち、複数度のアポ取りを試みたにも関わらず連絡がつかない権利者についてはその状況を記録するとともに、対応について発注者に協議を行う。

2) 同意取得

- ・ 経営管理権集積計画(案)の内容について、森林所有者及び関係権利者の同意を取得する。
- ・ 訪問説明による同意取得の範囲は、鳥取県西部森林組合の管内及び鳥取県日南森林組合並びに鳥取県大山森林組合の管内までを標準とし、それを超える森林所有者及び関係権利者への同意取得については郵送での対応を検討するものとする。
- ・ 同意取得と合わせて、計画書及び法の概要や計画の内容について説明を受けた旨の確認書（別記様式第6号）に署名又は押印をもらうものとする。
- ・ 森林所有者及び関係権利者から意見が出された場合は、委託者へ報告を行うとともに計画変更等の対応を検討する。

(成果品)

第14条 本業務の納入成果品は次のとおりとする（簿冊1冊、DVD-ROM1枚）。

- (1) 経営管理権集積計画（案）対象地番リスト
- (2) 経営管理権集積計画（案）森林所有者及び関係権利者リスト
- (3) 同意取得状況リスト
- (4) 同意取得状況集計・分析結果（図面含む）
同意取得状況分析図面については shp 形式のデータも合わせて提出するものとする。
- (5) 林況踏査結果図面・写真
- (6) 標準地調査結果及び経営管理の内容検討結果資料
- (7) アポ取り対応記録及び問合せ対応記録
- (8) 打合せ記録
- (9) その他、本業務で整備したデータ等

個人情報・死者情報の取扱いに係る特記事項

(基本的事項)

第1条 受託者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 受託者は、業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 受託者は、業務に従事している者又は従事していた者（以下「従事者」という。）が、当該業務に関して知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(目的外保有・利用の禁止)

第3条 受託者は、業務の目的以外の目的のために、業務に関して知り得た個人情報を保有し、又は利用してはならない。

(第三者への提供の禁止)

第4条 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を第三者に提供してはならない。

(再委託等の禁止)

第5条 受託者は、業務を第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者が書面により承諾した場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合、受託者は、この契約により受託者が負う個人情報の取扱いに関する義務を前項の第三者（以下「再委託先」という。）にも遵守させなければならない。この場合において、受託者は、再委託先における個人情報の取扱いを管理し、監督しなければならない。

(個人情報の引渡し)

第6条 業務に関する委託者受託者間の個人情報の引渡しは、委託者が指定する方法、日時及び場所で行うものとする。

2 受託者は、業務を行うために委託者から個人情報の引渡しを受けるときは、委託者に対し当該個人情報を預かる旨の書面又は電磁的記録を交付しなければならない。

(複製・複写の禁止)

第7条 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、業務において利用する個人情報（業務を行うために委託者から引き渡され、又は受託者が自ら収集した個人情報をいう。以下同じ。）を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第8条 受託者は、業務において利用する個人情報を取り扱うに当たり、委託者と同等の水準をもって、当該個人情報の漏えい、滅失、毀損又は不正な利用（以下「漏えい等」という。）の防止その他の当該個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(事故発生時における報告)

第9条 受託者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、当該事故の発生に係る受託者の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、直ちに委託者に対し報告し、その指示に従わなければならない。

2 委託者は、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(個人情報の返還等)

第10条 受託者は、この契約又は業務の終了時に、業務において利用する個人情報を、直ちに委託者に対し返還し、又は引き渡すものとする。

2 前項の規定にかかわらず、この契約又は業務の終了時に、委託者が別に指示したときは、受託者は、業務において利用する個人情報を廃棄（消去を含む。以下同じ。）するものとする。この場合において、受託者は、個人情報の廃棄に際し委託者から立会いを求められたときは、これに応じなければならない。

3 受託者は、業務において利用する個人情報を廃棄する場合は、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報の判読及び復元を不可能とするために必要な

措置を講じなければならない。

- 4 受託者は、業務において利用する個人情報を廃棄したときは、廃棄した日時、担当者、方法等を記録するとともに、委託者の求めに応じて、当該記録の内容を委託者に対し報告しなければならない。

(定期的報告)

第11条 受託者は、委託者が定める期間ごとに、この特記事項の遵守状況について書面で報告しなければならない。第5条第1項ただし書により再委託先がある場合も、同様とする。

(監査)

第12条 委託者は、業務において利用する個人情報の取扱いについて、この特記事項の遵守状況を検証し、又は確認するため、受託者（再委託先があるときは、再委託先を含む。以下この条において同じ。）に対して、実地における検査その他の監査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して、必要な情報を求め、又は業務に関し必要な指示をすることができる。

(損害賠償)

第13条 受託者の責めに帰すべき事由により、受託者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）又はこの特記事項の規定の内容に違反し、又は怠ったことにより、委託者に対する損害を発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。

- 2 受託者又は受託者の従事者（再委託先及び再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務において利用する個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、受託者は、これにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。
- 3 前項の場合において、委託者が受託者に代わって第三者の損害を賠償したときは、受託者は遅滞なく委託者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第14条 委託者は、受託者が個人情報の保護に関する法律、鳥取県個人情報保護条例又はこの特記事項の規定の内容に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

(死者情報の取扱い)

第15条 受託者が業務を行うために死者情報（鳥取県個人情報保護条例第2条第1項第6号に規定する死者情報をいう。以下同じ。）を利用する場合における当該死者情報の取扱いについても、第2条から前条までと同様とする。

(注) 業務の実態に即して適宜必要な条項を追加し、又は不要な条項は省略して差し支えない。

確 認 書

下記の事項について確認しました。

記

1. 経営管理権集積計画が定められた後、南部町が選定した林業経営者に経営管理実施権が設定され、林業経営者が経営管理を実施する可能性があること。
2. 経営管理実施権配分計画が定められた場合は、販売収益から立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等に要する経費を控除してなお利益がある場合、林業経営者から金銭が支払われること。
3. 経営管理権集積計画が定められた森林については、その所在や面積等が公表されること。
4. 経営管理権集積計画に記載された経営管理を実施しており、過失がなかったにもかかわらず、当該森林について損害が生じた場合は、南部町は責任を負わないこと。
5. 経営管理実施権配分計画が定められる場合に、南部町及び林業経営者の責めに帰すべき事由以外の理由で経営管理権集積計画を中途解約する場合には、それにより生じた損害について賠償を請求される可能性があること。
6. 経営管理権集積計画が定められた森林については、権利を設定し、又は移転する場合には、あらかじめ、南部町にその旨を通知しなければならないこと。
7. その他経営管理権集積計画の記載事項について。

年 月 日

住所 _____

氏名 _____